

=====  
**浜平税理士事務所** 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
 灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

# News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

## 新年あけましておめでとうございます

### 今年もよろしくお願いたします

#### 2010年度税制改正大綱が閣議決定

政府は12月22日、2010年度税制改正大綱を閣議決定しました。政権交代後初となる税制改正は4年ぶりの増税路線。「納税者主権の確立へ向け」とする表題で、自民党政権の産物である現行制度が「一部に既得権が生まれるなど納税者の納得からかけ離れている」と批判したうえで、「控除から手当てへ」の転換を明記しました。

その象徴ともいえる所得税と住民税の扶養控除は、子ども手当導入を機に15歳以下の年少者については廃止。23歳～69歳が対象の成年扶養控除は維持することにしました。また、16歳～22歳が対象の特定扶養控除は、高校の授業料等無償化の恩恵を受ける16～18歳に限り、上乘せ分のみ縮小します。

焦点となったガソリン税などの暫定税率は、来年3月末で一応「廃止」とするものの、現行の暫定税率と同水準の新たな租税特別措置を講じることで実質的に「維持」の方向。また、たばこ税は本体の値上げ分も合わせて1本あたり5円程度の引き上げとなり、これにより一箱300円の一般的なたばこは400円に値上がりします。

このほか、民主党マニフェストに明示された中小企業に対する軽減税率の引下げ（現行18%→1

1%）も財源不足を理由に見送り、一定の設備を取得した場合に特別償却または税額控除が認められる情報基盤強化税制もいったん廃止としました。

全体に税収確保優先の増税改正に仕上がっている2010年度税制改正大綱ですが、景気浮揚対策としての減税改正も一部盛り込まれています。

一定の同族会社が社長に支払った給与の一部を損金不算入扱いとする「一人オーナー会社課税」は、マニフェストに掲げた通り廃止しますが、大綱では制度を廃止した上で、「給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じる」とされており、とりあえず平成22年4月1日以後終了事業年度から同制度は適用されませんが、何らかの課税措置は採られることになりそうです。その他、交際費の非課税枠や投資促進税制、少額減価償却資産の損金算入特例など中小企業向けの租税特別措置については、その多くを延長としました。

また、住宅取得資金贈与の非課税枠も現行の「500万円」から「1500万円」へ大幅に拡大。不動産市場の活性化が景気の底上げに繋がるかが注目されます。

=====  
 ☆ ☆ ☆ 今 月 の 税 務 メ モ ☆ ☆ ☆

- |                                      |                        |
|--------------------------------------|------------------------|
| 1. 12月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....1月12日         |
| 2. 7～12月分源泉所得税の納付                    | 納付期限...1月12日(特例は1月20日) |
| 3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月1日          |
| 4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....2月1日          |
| 5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告              | 申告期限.....2月1日          |
- =====  
 =====

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 相続した株を売って利益が出たら

いよいよ2月16日から平成21年分所得税の確定申告の受付がスタートします。この時期、慌てて申告書作成に取りかかっている人も少なくないでしょう。長引く不況のなかにあっても「株取引で儲けた」という人はいると思います。普通は年末調整で済むサラリーマンでも、昨年中の株売買による利益が合計20万円以上ある場合は確定申告が必要です。

申告に際しては、まず「株式等に係る譲渡所得の金額」を把握する必要があります。これは原則として「総収入金額(譲渡価額)－必要経費」で算出。ここでいう必要経費とは取得価額、譲渡費用、負債利子の合計金額を指しますが、株式の取得の仕方によって、意外とややこしいのが取得価額です。

通常、株式の取得価額は、1)取引報告書、2)取引金融商品取引業者などの顧客勘定元帳、3)本人の控え(日記帳や預金通帳)——により確認した金額となります。その株式が相続によって取得したものであれば、取得価額は被相続人が株式を取得したときの取得価額を引き継ぐのが原則です。しかし相続による取得の場合、被相続人が株式の名義変更をしていなかった、ということも少なくありません。

また、取得価額がわかる資料もなく、被相続人がその株式をいつ取得したのかさえ把握できなければ判断のしようがありません。そこで、こうしたケースについては、「相続人が名義書換をした日」を取得時期としてその株式の取得価額を算定して差し支えないとされています。

なお、その上場株式等の「平成13年10月1日における価額」の80%に相当する金額とすることもできます。

### 過去最高の引上げ幅となるたばこ税

平成22年度税制改正では、たばこ税が過去最高となる1本あたりで3.5円の引上げが行われます。

たばこ税は、今まで税込確保のために昭和61年、平成10年、15年、18年の4回引き上げられており、その引上げ幅は1本当たり0.82円～0.9円で、現行の税額は約8.7円。今回の引上げについても、当初は税込確保の観点から議論されていたが、22日に閣議決定された政府税制調査会の税制改正大綱には、「国民のたばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある」と明記され、課税目的が変更されています。

また、将来の引上げの判断に関しては、たばこの消費や税込、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくとされ、現行のたばこ事業法は改廃し、「たばこ事業のあり方について、たばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指す」ことが明記されています。

引上げは来年10月からとされており、たばこ会社の価格上昇でみると、1本あたり5円程度となり、20本入り1箱の標準的な価格は300円から400円程度になる見込みです。なお、たばこ税における増収額は、初年度となる22年度は525億円、23年度以降は1232億円と試算されています。

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 1月分源泉所得税の納付
2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....2月10日  
申告期限.....3月1日  
申告期限.....3月1日  
申告期限.....3月1日

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 医療費控除から差し引かない医療費補てん保険金等

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に一定の金額の所得控除を受けることができる医療費控除。同控除を計算する際には、支払った医療費から“医療費を補てんする保険金等”を差し引くこととされています。

ところで、医療費を補てんする保険金等ですが、これは通達で、①社会保険又は共済に関する法律その他の法令の規定に基づき支給を受ける給付金のうち、健康保険法の規定により支給を受ける「療養費、移送費、出産育児一時金、家族療養費、家族移送費、家族出産育児一時金、高額療養費又は高額介護合算療養費」のように医療費の支出の事由を給付原因として支給を受けるもの、②損害保険契約又は生命保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける傷害費用保険金、医療保険金又は入院費給付金等③医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金などとされています。

ただし、①死亡したこと、重度障害の状態となったこと、療養のため労務に服することができなくなったことなどに基因して支払を受ける保険金や損害賠償金等、②社会保険又は共済に関する法律の規定により支給を受ける給付金のうち、健康保険法の規定により支給を受ける傷病手当金又は出産手当金その他これらに類するもののほか、使用者その他の者から支払を受ける見舞金等は医療費を補てんする保険金等には当たらないので差し引く必要はありません。

### 上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度

配当所得は原則として総合課税の配当所得は原則として総合課税の対象とされていますが、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等(一定の大口株主等が受けるものを除きます。)については、7%(他に地方税3%)の税率による申告分離課税を選択できます。

ただし、申告する上場株式等の配当等については、その全額について、総合課税を選択するか、それとも申告分離課税を選択するかを統一しなければなりません。

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、7%(他に地方税3%)の税率により、源泉徴収が行われます。(平成24年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、15%(他に地方税5%)の税率により源泉徴収が行われます)。

また、総合課税を選択した上場株式等の配当所得については配当控除の適用はありますが、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については配当控除の適用はありません。

平成21年以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち、前年以前で控除されていないものがある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。

(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします)

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 2月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....3月10日 |
| 2. 所得税の確定申告                         | 申告期限.....3月15日 |
| 3. 個人の消費税の確定申告                      | 申告期限.....3月31日 |
| 4. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日 |
| 5. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日 |
| 6. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....3月31日 |

=====  
**浜平税理士事務所** 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
 灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666  
 URL <http://www.hamahira.com>

**News**

編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

=====  
**平成22年公示地価、2年連続下落の▲4.6%  
 ~国交省**

国土交通省が18日に発表した平成22年1月1日時点の公示地価は、全国平均(全用途)で前年比▲4.6%と、2年連続で下落しました。前年と比較できる全国2万7410ヵ所の調査地点のうち、地価が上昇したのは7地点に過ぎず、上昇地点数は昭和45年の同調査開始以来最少となりました。

全国平均の公示地価は、バブル崩壊後の平成4年以降下落が続き、平成19・20年は上昇に転じたが、ここ2年は下落、今年は今年の▲3.2%から下落幅が拡大しました。

平成22年の公示地価は、全国の住宅地が前年比▲4.2%(昨年▲3.2%)で昭和58年の水準、商業地は▲6.1%(同▲4.7%)で調査開始以来最低となり、住宅地・商業地ともに2年連続ですべての都道府県でマイナスとなりました。

特に三大都市圏においては、住宅地が▲4.5%(同▲3.5%)、商業地が▲7.1%(同▲5.4%)とともに下落幅が大きく、地方圏(住宅地▲3.8%、商業地▲5.3%)を上回る下落を示しました。さらに、地方圏も18年連続で下落しました。

**平成22年度税制改正関連法が成立**

平成22年度税制改正法である「所得税法等の

一部改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が3月24日に参議院本会議で上程され、賛成多数で可決・成立しました。

このうち、「所得税法」「法人税法」「消費税法」「租税特別措置法」などの25の改正法案が一本にまとめられている所得税法等一部改正法では、

- ・年少者の扶養控除の廃止及び16~22歳を対象にした特定扶養控除のうち16~18歳に限り上乗せ分の縮小

- ・ガソリン税などの暫定税率を来年3月末で廃止(ただし、暫定税率と同水準の新たな租税特別措置の創設)

- ・住宅取得資金贈与の非課税枠の引上げ
- ・一人オーナー会社課税の廃止(ただし、オーナー給与に係る課税のあり方については、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を来年度改正で行う予定)

- ・たばこ税の引き上げ

などといった、一部では実務に直結する改正なども実施されます。

なお、同日の本会議では、租税特別措置法の適用状況を透明化するとともに適切な見直しを推進し、国民が納得できる公平で透明な税制の確立に寄与するための「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案」についても採決が行われ、こちらは議員全員が賛成して成立しました。

施行は、3法とも4月1日からです。詳細は次号以降で。

=====  
 ☆ ☆ ☆ 今 月 の 税 務 メ モ ☆ ☆ ☆

- |                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 3月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....4月12日  |
| 2. 所得税の振替納付                         | 振替納付日.....4月22日 |
| 3. 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月30日  |
| 4. 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月30日  |
| 5. 5月・8月・11月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....4月30日  |

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 平成22年度 税制改正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が3月24日に可決・成立しました。具体的に「控除から手当てへ」等の観点からの扶養控除の見直し、環境や健康等への影響に配慮した見直しの第一歩としてタバコ税の税率の引き上げや暫定税率などの燃料及び車体課税の見直しなど、各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じた模様です。今回はその中からいくつか抜粋したいと思います。

#### 【一人オーナー会社課税制度の廃止】

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度(いわゆる一人オーナー会社課税制度)が廃止されます。この制度は、特殊支配同族会社の業務主宰役員は自ら給与を決めることで税負担の調整を図ることが可能であるという点を踏まえ、そうした役員給与が法人段階で損金算入され、個人段階でも給与所得控除の対象となる「二重控除」の問題に対処するために設けられたものです。しかし、この制度については、二重控除を是正する手法として適当なのかどうかといった批判があります。

そこで、この制度は平成22年度税制改正で廃止されます。その上で、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じられます。

この改正は、平成22年4月1日以後に終了する

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 4月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....5月10日 |
| 2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月31日 |
| 3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月31日 |
| 4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....5月31日 |

事業年度から適用されます。

#### ※改正前の一人オーナー会社課税制度の概要

同族会社の業務を主宰する役員及びその同族関係者等が、発行済株式の総数の90%以上の数の株式を所有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占める場合には、その業務を主宰する役員に対して支給する役員給与のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金不算入とされます。

ただし、その同族会社の所得等の金額(所得金額と所得金額の計算上損金の額に算入されたその給与の額の合計額。「基準所得の金額」といいます。)の直前3年以内に開始する事業年度における平均額が年1,600万円以下である場合及びその平均額が年1,600万円超年3,000万円以下であり、かつ、その平均額に占めるオーナー給与の額の割合が50%以下である場合は、適用除外となります。

#### 【住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充】

経済対策のための時限措置として、適用対象者とその贈与を受けた年の合計所得金額が2000万円以下の者とした上、非課税限度額(改正前500万円)を次の通り引き上げます。

平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者

→1500万円

平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者

→1000万円



# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 租特透明化法の制定

今般、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確率に寄与することを目的として「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(以下「租特透明化法」という)が公布されました。

これに伴い、平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付することが必要になります。

### 適用額明細書とは？

適用額明細書とは、法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

### 法人税関係特別措置とは？

法人税関係特別措置とは、たとえば中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった、法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるものをいいます。

### なぜ添付する必要があるの？

租特透明化法は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確率に寄与することを目的としています。このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した適用額明細書を法人税申告書に添付することとされています。

### いつから添付するの？

平成23年4月1日以後に終了する事業年度から添付する必要があります。

### 添付しなかったら？

適用額明細書の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税特別措置の適用は受けられないこととなります。

そのため、適用額明細書の添付漏れ又は適用額の記載誤りがあった場合には、速やかに適用額明細書の提出又は誤りのない適用額明細書の再提出が必要です。

### 修正申告があった場合には？

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の適用額明細書の添付が必要になります。

## ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 6月分源泉所得税の納付(特例の場合は1~6月分)          | 納付期限.....7月12日 |
| 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....8月2日  |
| 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月2日  |
| 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告             | 申告期限.....8月2日  |

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 年金型生保は二重課税

年金タイプの分割で支払われる保険金が雑所得として所得税の課税対象になるのか否かの判断が争われた事件で最高裁（那須弘平裁判長）は、各支給額のうち被相続人死亡時の現在価値に相当する部分は相続税の課税対象となるため、所得税法9条1項15号が定める非課税所得になると判示して控訴審判決を破棄、納税者勝訴の逆転判決を下しました。

この事件は、年金払特約付きの生命保険契約の被保険者だった夫の死亡に伴い、分割払いで保険金の支払いを受けた妻に対して、原処分庁が年金部分から必要経費を控除した額を雑所得として総所得金額に加算するなどの更正をしてきたため、妻側が年金部分はみなし相続財産となる保険金に該当するから非課税所得になると主張して原処分の取消しを求めたところ、一審の長崎地裁は二重課税になるとして納税者側の主張を認容しました。しかし、控訴審の福岡高裁は年金と年金受給権は法的に異なり、支分権に基づくものであるから雑所得に該当すると判示、国側に軍配をあげたため、妻側が上告していたという事案です。

これに対して最高裁は、所得税法9条1項15号は同一の経済的価値に対する相続・贈与税と所得税の二重課税を排除したものと解釈。また、年金の方法で支払いを受ける保険金は基本債権としての年金受給権を指し、定期金給付契約に関する権利に当たるとも解釈。さらに、支払いを受ける保険金（年金受給権）のうち、有期定期金債権に

該当するものは残存期間に受けるべき年金の総額に所定の割合を乗じて求められる年金受給権の価額として年金受給権の取得時の時価、つまり相続税の課税対象になると指摘しました。その結果、年金の各支給額のうち、被相続人の死亡時における現在価値に相当する部分は相続税の課税対象となる経済的価値と同一であり所得税の課税対象にはならないと判断、控訴審を破棄しました。

なお、生保会社の源泉徴収は適法であるから、納税者が所得税の申告等の手続きにおいてその全部若しくは一部の還付を受けることが許されるとも判示しています。

国税庁においては、これまでの法令解釈を変更し、これにより所得税額が納めすぎとなっている方の過去5年分の所得税については、更正の請求を経て減額更正を行い、お返しすることとなります。現在、判決に基づき、課税の対象とならない部分の算定方法などの検討を進めていますので、具体的な対応方法については、対応方法が確定しだい、国税庁ホームページや税務署の窓口などにおいて、適切に広報・周知を図っていくこととしています。

また、過去5年分を超える納税分については、対応策が決まりしだい、適切に対処します。

この件についてのお問い合わせは、各国税局の個人課税部門までご連絡ください。

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 7月分源泉所得税の納付                       | 納付期限.....8月10日 |
| 2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....8月31日 |
| 3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 4. 9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告             | 申告期限.....8月31日 |



# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
 瀧田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

# News

編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・弾野原

## 編集長より新入職員の紹介

東京国税局を本年7月に退職し、補助税理士として片桐由美さんが新たに仲間に加わりました。

### 《本人より自己紹介》

30年の税務経験を生かし、皆様のお役にたてるように努力いたしますので、よろしくお引き立ていただきますようお願いいたします。

## 創設されたグループ法人税制の概要

平成22年度税制改正においてグループ法人税制が創設されました。グループ法人税制では、わが国企業が分社化や完全子会社化による企業グループの形成など、企業グループの一体的な経営を展開している実態に着目して、100%支配関係にある法人グループ内の取引について、含み損益への課税を繰り延べるなど円滑に資産移転ができるようにするための、さまざまな課税上の特例措置が設けられています。

### 100%完全支配関係の範囲とは

グループ法人税制は、資本金の大小に関係なく中小企業にも強制適用されるため、まず100%完全支配関係の範囲を知ることが重要となります。その範囲は5つの類型が考えられます。

- ① 親会社であるA法人が100%出資してB法人を設立した場合→AB両法人が100%グループ内法人となります。
- ② A法人が100%出資してB, C法人を設立した場合→A, B, C3法人が100%グループ内法人となります。
- ③ A法人が100%出資してB法人を設立、その後A, B両法人が50%ずつ出資してC法人を設立した場合→A, B, C3法人が100%グ

ープ内法人となります。

- ④ 個人Aが100%出資してB法人、C法人を設立した場合→B, C法人が100%グループ内法人となります。
- ⑤ 一定の同族関係者である個人Aと個人Bがそれぞれ出資してC法人、D法人を設立、出資者が両法人ともにA, B二人だけの場合→C法人、D法人が100%グループ内法人となります。

### 100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益の繰り延べ

現行では、子会社間で工場の土地・建物を譲渡した場合には、土地の含み益が譲渡益として課税されますが、グループ内の移転による課税の中立性・適正性の確保が必要との観点から、連結納税と同様グループ内の資産の譲渡取引において生ずる損益については課税を繰り延べます。

対象資産は、固定資産・土地・有価証券・金銭債権・繰延資産などですが、従前の連結納税制度における譲渡損益調整資産と同様に、商品等の棚卸資産や帳簿価格が1000万円に満たない少額の資産はのぞかれます。

したがって、譲渡損益調整資産に係る繰り延べられた損益は、その資産を譲り受けた法人において、譲渡・償却・評価替え・時価評価・グループ離脱などの事由が生じたときに、順次実現させていくこととなります。その譲渡損益を実現させることとなる事由は、その資産を譲り受けた法人に係る事由となるので、常に100%支配グループ一体での譲渡損益調整資産の管理が必要となります。

この譲渡取引に係る損益の繰延制度の適用時期は、平成22年10月1日以後に行う譲渡損益調整資産の譲渡からとなります。

## ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 9月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....10月12日 |
| 2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月1日  |
| 3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月1日  |
| 4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....11月1日  |



